

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷二丁目19番7号

氏名 株式会社長岡商店
代表取締役 長岡 俊一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 1月 8日

許可の有効年月日 令和11年 1月 7日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くず、がれき類 (以上6種類)

イ 溶融 : 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） (以上1種類)

ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (以上6種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面）

(1) 東京都足立区加賀二丁目30番9号

(2) 東京都足立区入谷五丁目16番32号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 11年 1月 8日 新規許可

令和 6年 1月 8日 更新許可 第5回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



2 事業の用に供する施設

(1) 東京都足立区加賀二丁目30番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.50(t/日)	9.64(t/日)	平成10年9月30日	第51013号	平成13年2月1日
	紙くず	7.84(t/日)				
	木くず	10.7(t/日)				
	金属くず	7.84(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	17.9(t/日)				
	がれき類	33.3(t/日)				
破 碎	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)	0.48(t/日)	-----	平成10年9月30日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.48(t/日)	-----	平成10年9月30日	-----	-----

(2) 東京都足立区入谷五丁目16番32号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	279(t/日)	201(t/日)	平成14年10月15日	-----	-----
	紙くず	209(t/日)				
	木くず	-----				
	繊維くず	140(t/日)				
	金属くず	280(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				

(以下余白)